中央防災会議　防災対策実行会議
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
第７回議事録

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第７回）
議事次第

日　時：令和５年９月 11 日（月）10:00～12:02
場　所：中央合同庁舎８号館　災害本部会議室

１．開　会

２．議　事
・南海トラフ巨大地震における広域連携について

３．閉　会

開　会

○藤本（事務局）　それでは、定刻となりましたので、ただいまより「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の第７回会合を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

私、内閣府（防災担当）の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も前回と同様に、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言いただく場合以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。また、対面で御参加の皆様にお願いでございます。なるべくマイクを近づけて御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の出欠状況について御報告いたします。

加藤委員、越塚委員、田嶋委員、末松委員は、所用により欠席となってございます。

濵田委員は、所用により欠席のため、代理として中岡誠二様に御出席いただいております。

渡邉委員は、所用により欠席のため、代理として入江道之様に御出席いただいてございます。

また、根本委員につきましては、遅れての参加となってございます。

それでは、マスコミの方は、ここで御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○藤本（事務局）　連絡に不足がございました。小室委員につきましては、所用により途中で御退席される予定でございます。

それでは、議事に入ります前に、御連絡でございます。会議、議事要旨、議事録及び会議資料の公開については、前回会議と同様の取扱いとさせていただきます。

次に、事前に配付しております本日の資料の確認をさせていただきます。

議事次第、委員名簿、配席表、資料１、資料２がございます。資料のほう、よろしいでしょうか。

不足等がございましたら、事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、以下の進行は福和主査にお願いしたいと思います。福和主査、よろしくお願いいたします。

審　議

○皆様、おはようございます。前回からあまり日がたっていない中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の主題は、議事次第にございますように「南海トラフ巨大地震における広域連携について」でございます。

事務局からの説明、それから、議論していただきたいと考えております。

その前に、前回ワーキンググループ、少し最後が尻切れだった部分もなきにしもあらずだった

と思います。そこで、本題に入ります前に、前回のワーキンググループで欠席された委員の方々、それから、オンラインでチャットに御意見をいただいた委員の方々から、最初に御発言をお願いしたいと思っております。

まず、前回御欠席であった●●委員、●●委員から御意見を賜りたいと思います。最初に●●委員からお願いできますでしょうか。

○●●です。

先週は別会議のために欠席でございました。私から特に追加事項はございません。課題についてはクリアになっていったと思います。全体的に本ワーキンググループで課題が多いですので、全体が整理できるような、関連性が整理できるようなまとめの資料もあるとよいと思っております。

以上であります。

○どうもありがとうございます。

できるだけ全体を俯瞰するような資料をこれから作っていきたいと思いますので、御意見ありがとうございます。

それでは、●●委員、御意見がございましたら。

○ありがとうございます。●●です。

私も特に追加はないのですけれども、今日の広域連携とも関連すると思いますので、まとめてこれらの話について今日コメントできたらと思いますので、よろしくお願いします。

○分かりました。ありがとうございます。

それから、前回チャットでたくさんの御意見をいただいておりました。一番たくさんいただいていたのは●●委員でございますので、●●委員の意見は今日資料にはチャットのメモの形でまとめてはございますが、改めて御意見がございましたらよろしくお願いします。

○しっかり書いていただいたので、改めて加えることはないです。ありがとうございます。

○よろしいですか。端的に何か言わなくてもいいですか。

○先ほども俯瞰してというところと、縦割りに横串を刺していくところをどうしていくかと、水道のところで特に行政がやっているサービスについてはリプレースがどんどんできなくなっている、民間のところはまだできていると思うのですけれども、公共のサービスがかなりガタガタになっている地域が出てきていると聞いています。被害想定などがこういった状況を踏まえているのかが怪しいような気もしたので、この点が気になりましたということです。

以上です。

○分かりました。ありがとうございます。

●●委員、いかがでしょうか。

○ありがとうございます。●●です。

私が書いた内容も今のワーキンググループ文書の中に反映していただいているのと、ワーキンググループの中で●●委員もおっしゃってくださったので、大丈夫です。

○よろしいですか。ありがとうございます。

それから、●●委員、いかがでしょうか。

〇●●でございます。

私どもも今回４ページに記載してございますので、特に追加の発言ということはございません。

〇ありがとうございます。

そうしましたら、チャットでいただいた意見に関しては、要約するような形で議事録の中に残していくということにすればよろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、本題に入ってまいりたいと思います。資料２に基づいて広域連携の取組状況について、事務局から御説明いただきたいと思います。

今日は３つに分けて議論していきたいと思っております。１つ目は救助と救急、２つ目は自治体連携、ボランティア・海外連携、３つ目が災害廃棄物、遺体への対応になります。３つに分けて大体２時間で議論を進めてまいりたいと思いますので、御協力を賜れればと思います。

最初に、救助・救急に関わる事柄について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

資料説明

〇朝田（事務局）　おはようございます。事務局から説明をさせていただきます。

今日の資料２を用います。先ほど委員からお話がありましたように、３つのテーマについて分けて議論いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

２ページをお開きください。先週木曜日の議論と今回の議論について、検討内容について詳細に列挙しております。広域連携というお話に関しまして、救助・救急、被災自治体への応援、もっと言うと海外からの応援という話、さらにはボランティアとの関係、最後に災害廃棄物、遺体への対応とありますが、右を御覧いただくと、医療体制ももちろん重要な観点になってくるのですが、こちらについては今後議論を予定しておりますので、今回は対象外としております。また、被災地内の共助の取組、こちらは普及啓発の中でも議論いただくことにしておりまして、今回は被災地外からのいわゆるボランティアの受入れについて特化して御議論いただければと考えております。

３ページを御覧ください。本日御議論いただきたい論点について、３つに分けてと申し上げましたが、最初に全体について事務局の案を提示させていただきます。６つほどございますが、１つ目、超広域かつ大規模な発災時において、何度もこの場でも議論に出てきましたが、限られた人的・物的資源の運用の在り方という観点。２つ目として、自治体間の連携体制、これは１つの県にとどまるという話ではない中で、かつ広域という中でどうあるべきなのか。被災地内外からの地縁組織、ボランティアの効率的な活用方法、様々な団体等も支援の形で大きなプレーヤーとして役割を果たすことになっておりますので、そのあり方。さらに国際支援の受入れ体制のあり方、これは特に東日本大震災のときにも問題になって、改善等々取組が行われております。その前提の話。次、災害廃棄物の話なのですが、こちらも実は大きな課題になります広域処理のあり

方、あるいはそもそもとして廃棄物の軽減をどうしていくのかといった観点。最後に、多数の死者の発生はどうしても想定されます。その中で遺族感情も踏まえながら、一方で、迅速かつ広域的に遺体対応をやっていくためにどういったことを考えておくべきなのか、こういった観点で御議論いただきたいと思います。

それでは、救助・救急に入ります。

４ページ、５ページ、飛ばします。５ページは前回10年前の答申を引用しております。

６ページ、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要でございます。こちらは南海トラフ地震対策に係るいわゆる特別措置法に基づいて基本計画が定められておりますが、その基本計画の中で、このような具体的な応急対策活動に関しては具体的な計画を定めるようにと定められております。右上にございますように、中央防災会議の下の幹事会において決定され、毎年様々な訓練などを経て、あるいはその時々に起こった災害での教訓を踏まえて改定がなされているものでございます。５つほどのテーマがある中で、今回この救助・救急、消火等、物資と２つ赤囲みにしておりますが、こういった話について今日触れさせていただきます。

次、お願いします。７ページ、これは計画の中身を列挙するだけではなくて、発災後からのタイムラインを意識したようなそれぞれの部隊の活動の具体が示されております。救助・救急を例に挙げて申し上げますと、発災直後から先遣隊を派遣するということ。その直後から現地においては広域拠点、救助活動、こういった拠点の確保に動きます。一方で、被災地以外のところでは、そこの拠点に向けて動かすべく広域応援部隊の編成等々を行う、そして、出動するということ。用意された拠点に着いた段階から活動が本格化していって、並行して今度は被災地の状況を見ながら追加的な派遣が予定されると。大枠で見るとこういったことが全体像として用意されているということです。

次、８ページ、具体的に様々な部隊に活動いただいております。こちらのほう、救助・救急の計画の概要とありますが、発災直後からまずは被災地内の警察、消防を最大限動員するとともに、被災管内、ブロックの中にある国交省のTEC-FORCEを最大限動員して初動にあたるということ。一方で、全国から最大勢力の警察、消防、自衛隊の災害派遣部隊、そして、国交省のTEC-FORCE等を可能な限り早く的確に投入するための準備、計画が行われているということになります。

次、お願いします。まず、警察のお話でございます。「広域救援のあり方＜警察庁＞」とあります。青の枠で即応部隊とございます。この中に広域緊急援助隊がございます。阪神・淡路大震災を契機に、平成７年６月に創設されております。各都道府県、警察本部に設置されておりまして、大規模災害に即応して、かつ高度の救出能力等を持つ災害派遣対策のエキスパートチームといわれる部隊がございまして、おおむね5,600人で構成されている。その他、下にあります警察航空、警察通信、災害警備といった合計で約１万人の即応部隊を平時から備えていただいております。また、一般部隊として特別交通部隊あるいはパトロール、生活安全、こういった様々な生活の身近なところでも被災地を支える部隊も併せまして、警察災害派遣隊といったものが平成23年３月東日本大震災を契機に設けられているところでございます。

その派遣実績、10ページです。水害が多うございますが、地震に関しまして、近年では平成26年11月の長野県北部の地震、平成28年４月の熊本地震、10月の鳥取県中部の地震、さらには平成30年９月の北海道胆振東部地震等々の派遣。平成26年９月には御嶽山の噴火にも出動いただいているという実績です。

次、行きます。11ページ、編成するだけでは駄目で、ふだんから実践的な訓練を毎年繰り返しいただいております。こちらに書いてあるような都道府県別あるいは管区別といった様々なテーマの中で、隣接都道府県警察や関係機関との合同訓練、さらには災害警備訓練施設を設けておりまして、これを活用した実践的な訓練、こういったものに日々取り組んでいただいているところでございます。

次、消防の話でございます。地震発災時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する援助体制として、平成15年６月の消防組織法の改正により法制化された組織でございます。総務大臣が基本的な事項を定めて、その計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録しており、現在部隊として6,629隊、隊員数約２万5500人が登録されているというものでございます。

13ページです。そのような状況の中で、具体的に南海トラフ地震が発生した際の派遣イメージ、広域救援についても既に定められております。まず、南海トラフ地震が発生した際には、重点受援県の陸上隊が１週間は後発地震に備え、地元で警戒業務を行い、応援は行わない、すなわち、重点受援県以外のところが被災地に乗り込むのですが、対象地震発生後に受援県、自分も次の地震があるかもしれない場合には、地元であえて警戒業務を行って、応援は行わないといったことが、平時からルール化されているということ。そして、かつ実際に後発地震が発生した際には、被災地到着前なのか、被災地で活動中なのか、こういった状況の中で、先発地震で被害を受けたところの部隊をどう動かしていくかといったことが定められているということでございます。

14ページ、こちらが具体的なアクションプランとなります。南海トラフ地震はどのような場所で起こるか分かりません。中部、近畿、四国、九州それぞれが大きく被災されたときに備えて、どこにどの部隊が送り込まれるのか、こういったことがあらかじめ定められているということで、実際には災害が起こった際に応用的に判断をなされるということでございます。

15ページ、消防団の広域応援について、愛媛県の具体例です。これは水害の事例ではございますが、平成30年西日本豪雨の際に、実際に隣接市町の消防団による広域応援が行われました。その際にいろいろ苦労したことなどを踏まえまして、令和２年３月に広域協力体制のあり方あるいは具体的な応援・受援手続等のルール、こういったものを定めているという話です。応援は日帰りを基本とする、あるいは一番大事なこととよく揉めるものとしての経費負担の話などをあらかじめルールするとともに、平時から情報交換、訓練の実施に関しての相互協力を行っている。

16ページ、これは様々な車両を保有しているという話で、いわゆる被災地において拠点の機能を持ったもの、放水機能を持ったもの等々が用意されている。

17ページ、派遣実績ということで、平成28年熊本地震では約5,500人もの方々が現地に派遣されているといったことが示されております。

次、18ページになります。今度は自衛隊の話です。自衛隊法に基づいて、市町村からの要請要求、さらには知事からの派遣要請といった基本的なスキームをもとに、大臣または大臣の指定する者による派遣命令がなされている、これは法的な枠組みの話。

具体的に19ページですが、南海トラフ地震における自衛隊の計画として、計画の適用、震度６強以上または大津波警報の発表という中で、様々な地震発生のパターンを想定しながらルールされている。一番下、対処構想としては最大約11万人態勢で、もっと言うと後発地震に備えた部隊転用などにも備えているという話でございます。

20ページです。派遣実績です。これはもう皆さん、言うまでもないと思います。様々な地震において自衛隊の方々が現地において活躍、汗をかいておられるという実績でございます。東日本大震災では延べ約100万人を超えるような方々、熊本地震あるいは平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風などでも100万人近い方々が派遣されているという話でございます。

次、海上保安庁、21ページです。強みとして、巡視船艇あるいは航空機を持っているという強みがあります。こういったものを活用するという話だとか、平時から急病人あるいは海難事故に備えて救助活動を行うための機動救難士という方々が海上保安庁内に組織されております。こういう方々も被災地に派遣されて、様々な医師等々のお手伝い等々を行っていただいているという話です。

22ページ、国交省のTEC-FORCE、緊急災害対策派遣隊の話です。発災直後に国交省各組織の平時仕事をしている方々が、職員あるいはその必要な資機材といったものを持っていることの強み、さらにはブロック単位で見たときには、数年に１度はいろいろなところで災害が起こる、そのたびに被災地に赴いて様々な経験を積んでいる、こういった強みを生かしながら、被災地に行って地方公共団体等を支援するという組織でございます。主な活動内容として、被災状況の調査、復旧工法、緊急措置のいわゆる土木等々の企画・提案、助言、さらには水がたまっているときの緊急排水、二次災害防止のための捜索機関等への助言、具体的に申し上げますと、熊本地震の際に阿蘇大橋のところで大規模な地すべりが生じました。その地すべりというのは１回で終わるのではなくて２回目もくるかもしれない。一方、周辺で１名の方がお亡くなりになったものの救出活動が行われていた。斜面の状況を順次センサー等を用いて監視し、いざというときには救助活動を中断して避難させる、こういった支援なども行われているということでございます。その他、道路啓開、リエゾン派遣等が書かれております。

TEC-FORCEにつきましても、実際に被害が起こったときのことに備えて、派遣のための計画に取り組まれているということでございます。

長くなりました。以上でございます。

審　議

○どうもありがとうございました。

それでは、皆さんから御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

●●委員。

○●●です。ありがとうございます。

すごくよく取組状況が分かるものを簡潔に説明していただいたと思います。ありがとうございました。この会議自体が初回の頃は10年前の目標がどの程度達成されたか、その評価をして、さらに新しい課題は何かという、そういう立てつけだったと思います。だけれども、ここ２～３回、少なくとも今日も10年前の目標に対してどうだったということは、今、お示しいただいていないと思うのです。その理由は、この分野は10年前の目標がなかったのか、あるいは目標値にして表しにくいということなのか。すばらしいことをやっている取組は分かるのですけれども、これによって何が改善するのか、すごく細かい数値は要らないのですけれども、目標として掲げた何に寄与するのかを、今でなくても結構ですので、教えていただければと思います。

○分かりました。

事務局からお答えになりますか。

○御指摘、受け止めたいと思います。第１回の資料で10年間の取組を御報告した際にも、今、御説明した救助・救急の部分については、例えば緊急消防援助隊等の充実が計画に書かれております。具体的に何をしてきましたかということを担当省庁に確認をいたしましたところ、大規模災害に対処できるよう登録目標隊数を増強、6,000隊から6,600隊に増やして自治体が整備する車両や資機材に対する財政支援を実施という形で、部分的にはこういう形で目標にも入っているものがありました。ただ、俯瞰的に今日、事務局が説明したような形が全体として入っているかというと、そういうところではない部分もあろうかと思いますので、そこはしっかりと検討していきたいと思います。

○よろしいですか。

おそらく12年前に全体が書かれていたわけではどうもなさそうで、前回の報告書がつくられた後に応急活動要領などがつくられてきて、その内容を御説明いただいて、かつそれがどう改善されてきたかという説明を今日いただいたような気がしますので、今の●●委員の御指摘は大切ですから、これからも毎回課題を議論する前に、12年前はどういう方向性を指摘していて、その後どういう経緯があったかは簡潔にまとめていただくようにお願いしようと思います。御指摘ありがとうございます。

○余計な仕事をつくってすみません。よろしくお願いします。

○ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

●●委員。

○●●です。

消防についてというか救助隊についてなのですけれども、東日本大震災のときに消防の部隊の派遣において、誰をどこに派遣するかでかなりトラブルというか混乱があったということを聞いていまして、特に自衛隊についてはもともと国の機関なので国全体として俯瞰的にどうするかがやりやすい、警察も比較的県単位なので割とそこはやりやすいと聞いているのですけれども、消

防については市町村消防で、しかも、消防庁の人たちも各消防署からの派遣で来ている方々が多いため、そういったところのマネジメントがかなり難しいというか、そういうスキルを身につけるのが難しいという話も聞いています。部隊の数などはいいのですけれども、この計画を本当にマネジメントするだけの能力というか、力がちゃんとできているのかどうかが非常に大きい問題になってくるのではないかと思うので、その辺りの現状が分かるといいのではないかと思いました。

以上です。

○分かりました。

応援要員の過不足の問題があって、不足しているときはどうやって対処するかという話があるので、そこではマネジメントの話が出てくると思いますから、そのあたりを一つ一つの案件ではなくて全体で整理したほうがよいということですね。おそらくこれは今回の救助・救急だけではなくて前回議論したライフラインの復旧についても全く同じことが言えるので、被害のボリュームと応援できる人員でいかほどのことができるのか、多分これは全然足りていないので、いかほどのことができるのかがもう少し見えてきた上で、全部ができないのであれば、それはある程度トリアージしないといけないですし、その上で、全部隊を効率よく使わないといけないので、おそらくそのあたりが俯瞰的に見えた資料が必要なのでしょうね。そういう対応でいいですか。

○はい。ありがとうございます。

○これはなかなか大変なのですけれども、大変だけれども、多分やらないわけにはいかないですね。東と西で別々に地震が起きたときのオペレーションのこともあるから、それはなかなか難しいので、どこまでできるかはこれからの努力次第だと思います。省庁も超えないといけないし、民間の方々の協力も入ってくると思いますから、ただ、おそらくここのワーキンググループでやらないといけない一番大きな仕事はそれだと思いますから、言っていただいたほうがいいと思います。

●●委員、お願いします。

○警察、消防、自衛隊、海保、国交省と様々な舞台が被災地に入るわけですけれども、組織間の調整についてもどうするのか、リソースをどこにどう配分するのかというような、もちろんそのときの状況を適時適切に把握されていないとできない問題なので、一足飛びに完璧なことはできないかもしれませんけれども、少なくとも戦略的に割り当てていかなくてはいけない。特に、人命救助などはダブるような状況が出てきますので、そのへんを統括するのはどこの役割なのだろうかということも少し検討しておく必要があると思います。

○これは一番大切な話で、現地対策本部の話になってくると、そこがまだ十分に議論ができていないのだと思います。それもおそらく今後の課題としていただかないといけなくて、残念ながら現地対策本部のようなところが総合調整をする、そこと緊急対策本部とがやり取りしながらオペレーションしていくことになると思うのですけれども、そこの災害発生時の動き方、全体像が、今後資料として出てくるのだと思うのですけれども、十分に把握できていないと思います。都道府県側もどうやっていいかということを考えあぐねている状況であるというのは、実は最近東海

地区の県の方々と一緒になって随分議論をしていまして、災害発生時に国の仕事とブロックでの仕事と都道府県の仕事で、様々に救助もあるし、復旧もあるし、全体をどう調整するのだろうかということについて、あまり合意形成ができていないのだと思います。今の●●委員のお話は重要事項なので、時間は相当かかると思いますし、この報告書までにできるかどうかも分かりませんが、最重要課題として課題としては残すという対応かと思いますが、よろしいですか。

○はい。

○●●委員と●●委員の御意見はまさにそういうことをしなさいということだと思いますので、よろしいでしょうか。

●●委員。

○組織間の連携ももちろん重要ですけれども、現状の理解として、●●委員が言われたとおり、そもそも想定している南海トラフの最大規模のときに、例えば６ページに書いてあるようなものがどれだけ必要で、それがそもそも満たされないのかもしれませんけれども、現状はどれだけ我々の能力があるかをまとめる必要があると思います。６ページはそれなりにまとまっていて、これはよく読むと、例えば動員の救助・救急、消火が何人ぐらい警察、消防、自衛隊であるかは書いてあるのですけれども、これはおそらく現状ですね。例えば10年前もこうだったのか、10年前の計画はこうしていろいろ努力して増えてこうなったのか、あるいは合理化して減ってこうなったのかということは、まず知りたいことです。

警察、消防、自衛隊については明確に書いてあって、TEC-FORCEも書かれてあって大変分かりやすいのですけれども、例えば医療がどのぐらい必要かとか、物資はそれなりに書いてありますが、燃料、電力、ガス、通信がどれだけ必要であるということと現状で用意できるかを整理する必要があります。本当はこれだけ必要だけれども現状ではできないということが分かれば、それは努力する目標になるので、それは10年前もやったはずで、不十分かもしれないが、10年前は分からなかったからやっていないというのも正直に書いていただいて、10年前にもし設定してあるのであれば、現状でどれだけ増えたかがあると思います。

その下にある日本地図に４割、２割、３割、１割と、これはイメージ的に書いてあると私は理解したのですけれども、おそらくこの割合でいろいろなものが投入されるはずですね。そこで不思議なのは、６ページと似たような絵が23ページにも載っているのですけれども、23ページはTEC-FORCEの動員計画だけですけれども、不思議なことに６ページと23ページの左側の割合は４割、２割、３割、１割、全く同じなのですけれども、これは意図してそうしているのか、それともざっくりやったのでこうなってしまったのかというぐらいは、きちんと整理していただきたいと思います。

20ページには自衛隊の動員の状況の実績が書かれていて、これには延べ人数ですけれども、東日本大震災のときには100万人が増員されたと書いてあって、一方、自衛隊は11万人しかいないので、10回やったから100万人になったのだろうとは思いますけれども、そのへんが理解できない。同時に、この東日本大震災と熊本地震というのは災害の規模が全く違うにもかかわらずなぜ、言ってはなんですけれども、熊本地震が頑張ってこうなったのか、東日本大震災は足りなく

てこうなったのかは少し知りたいところです。
　いろいろ言いましたけれども、要するに、全体像を10年前の想定と計画と現状の想定と計画ときっちりさせる必要があって、そういう資料の作り方にしていただきたいと思います。
　以上です。
○どうもありがとうございます。
　項目ごとに過不足がどうなっているかをまずは整理をしないと前に進まないと思いますから、これは今日の救助・救急だけではなく、あらゆることについてそれをせざるを得ないかと思います。おそらく足りない部分が相当出てくるので、そのときの対処については何らかの優先順位付けや努力して増やすというのもあると思いますけれども、優先順位をつけるか、あるいは基本的には被害を減らすしか対処できないので、被害を減らす方向に持っていきましょうとするのか、そういう議論を今後していくことになると思います。
　今の自衛隊の事柄について、防衛省さん、せっかく今日いらっしゃっていますので、何かコメント等がございましたら、無理はされなくていいので、例えば東日本大震災のときに100万で熊本地震が70万ぐらいというのは、東日本大震災はもう全力で出したけれども、足りなかったけれども、これだけだったよということなのかどうかぐらいが分かればいいと思いますけれども、いいですか。後ほどの回答でもいいです。
○算定方法等が異なるところもあると思いますので、後ほど確認して改めて。
○そうですね。１日に何人動員したかという数字があると理解しやすいと思いますから、そういった数字も含めて、延べだけではなくて資料としていずれ教えていただければと思います。
　●●委員。
○これまでの議論とも関連するのですけれども、10年前との差を見るときに、自衛隊の資料の中で要救助者34万人という数字がありましたけれども、おそらく10年間の対策の中で建物の耐震化が進んだりだとか、うまく避難できるようになってきたりだとかで、要救助者の数は減っているはずだと思うのです。いろいろな取組の結果、どの程度この数を減らすことに成功しているのか、さらにこの先10年間一体この数をどこまで減らせば例えば東日本大震災と同じ水準の支援が被災地に届くのか、こういったざくっとした計算であれば、調整のシステムをどうするかは大変だと思うのですけれども、数字だけ追いかけるだけでも大枠を捉えられるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
○おっしゃるとおりですね。受援側と応援側がそれぞれどう変化したかを、この12年間についてざっくりとまとめなさいということでいいですか。
○そうですね。次の目標も含めて一体どこまで減らせば東日本大震災の水準あるいは熊本地震の水準まで被災地に支援が出せるのか。おそらく段階的に被災地側も覚悟が必要だと思うのですね。この程度の支援しか得られないのだったら自分たちでもっと要救助者を減らさなければならないという先に向けてもお願いします。
○ありがとうございます。
　もともと被災地側の救助・救急の力が100％使えることが前提なので、被災地の警察などが被

災してもらったら困るわけですね。そのことも含めてきちんと報告書の中に書いていくべきではあると思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

今、４人の方が挙げていますから、４人の中の「あいうえお」順で行きますね。

●●委員からお願いします。

○ありがとうございます。

１点質問になるかと思います。広域連携の議論でございますが、その前提となる被害把握に関して、この検討会の今までの内容、論点も見ていたのですけれども、まだ項目として出していなかったかと思います。連携をするための前提として、発災後のリアルタイムでの被害把握などを衛星データ、航空写真、ドローン、また、現場での状況があるので、それはまとめてみてはどうかと思います。もし既にWG予定にある場合はよろしいのですが。または、過去あったのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。

一番基本となる被害の把握についてのまとめだと思うのですが、これはおそらくデジタルのところとも関わりがあるかもしれませんので、今後、現状いかに早く被害状況の全体を把握できるようになったかについては、資料として取りまとめなければいけないと思います。おそらくこの12年間で相当にここは進歩していますから、その状況についてまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

○事務局、●●です。

私の知り得る限りでも、ドローン、航空写真、衛星など様々な技術が使われていると認識しておりますので、この部分についての事例を紹介して進歩してきたことをお示しできればと思います。ありがとうございます。

○ありがとうございます。

●●委員、よろしいでしょうか。

では、●●委員、お願いします。

○６ページと７ページの資料を拝見すると、救助・救急、医療は次回やるとして、燃料、ガス、通信は前回やりました。物資についての議論はどこでやるのかが非常に気になっていまして、先ほどから皆さんおっしゃっているように、この10年、物流を取り巻く環境は非常に変わっておりますし、物流の2024年問題もあります。このワーキンググループにはイオンさんも御参加されている中で、物資の輸送は公的な輸送手段だけでなく民間の方々の力なくしてはできないと思うのですが、そのあたりの全体像が見えづらいと思っておりまして、そのあたりをどこかで議論をする必要があろうかと思います。

内閣府でも具体的な応急対策活動に関する計画の中で、物資調達に関わる計画の概要をつくっておられますが、それが現段階でどれだけのものをどうやって運ぶのか、そのあたりの具体像をぜひ知りたい、議論する必要があるだろうと思っております。

以上です。
○ありがとうございます。
おそらく物流は経済・社会のところでやられようとしていたのではないかと思います。
○事務局です。
今、●●委員もおっしゃったように、第10回に「経済・社会への影響」とありますが、この中で触れることを想定はしております。今日の御意見も踏まえながら、できる準備を考えていきたいと思います。
○よろしくお願いいたします。
○経済・社会があまりにもボリュームが大きくなるかもしれないので、前回のライフラインと同じような状況で、効率よく議論しないといけないのかもしれません。陸運、海運、空輸と３つの面での物流をどうするかは御指摘のとおり重要だと思いますので、そのことを頭の中に置いた上で第10回に臨みたいと思います。
○ありがとうございます。
○それでは、残っていらっしゃったのが、●●委員ですね。
○●●です。よろしくお願いします。
２点あります。１点目ですが、６ページに出していただいています応急活動に関する計画の概要の中に、重点受援県という位置づけが出てきているのですが、この重点受援県について私はあまりよく知りませんので、重点受援県に期待されている役割や受援計画のようなものがあるのかという点を教えていただければと思います。
もう一点は、この計画を見ていて漏れていると思うのが、被災者支援です。避難所や避難所外に避難される方への支援体制あるいは食料なども物資の中に入っているのですが、自衛隊は被災地で大規模な炊き出し支援をしてくれたりしています。そういう食料支援を含む被災者支援についても検討が必要だと思いますし、教育の復旧などに対しても検討しなければいけないのですが、それも漏れているような気がするので、その点を御検討いただければと思います。
以上です。
○ありがとうございます。
１つ目は、重点受援県のピンク色とその周辺の黄色の位置づけについて、補足の説明がいただければということだと思います。
○26ページの枠にありますが、受援計画そのものは、消防庁、総務省、それと内閣府が連携して、あらかじめ自治体が外部からの人的及び物的応援を円滑に受け入れ、いろいろな支援を受け入れるにしろ、あらかじめ平時からルールをつくっておくとか、そういったことによっていざ発災したときに円滑にいただいた物資などをどのように回していくかとか、拠点をどこにしておくかとか、そういうことを定めておきましょうというのがこの計画になります。任意の計画にはなります。
重点受援県につきましては、基本的には被害が大きくなるであろうところということで定められてございます。

○ありがとうございます。
　こういった重点受援県に受援計画をきちんとつくりなさいというような依頼は行っているということですね。
○そうです。
○どうぞ。
○重点受援計画というものを私は見たことがないので、そういうものがもしあるならば教えていただきたいですし、ないのであればこれから先検討が必要だと思います。
○重点受援県としての特別な計画はあるかということですね。
○それに対してお答えすると、それはないということになります。
○分かりました。
　では、そういうものをつくったほうがいいのではないかという御意見を承ったでいいでしょうか。●●委員。
○はい。よろしくお願いします。
○それから、被災者支援のところは食べ物のことも薬なども含めて、教育のことについては、本日の救助・救急の中には今は入っていないので、何らかの形でどこかで議論をするかどうかですが、事務局のほうはどうしましょう。
○食料支援などについては、先ほどの社会・経済のところで盛り込めないかと考えておったのですが、被災者支援といったところ、今日、この後のボランティアの話とか、そういった中で少し御議論いただいて、内容を踏まえまして、今後追加的にやるかどうかも含めて御議論いただければと思います。
○分かりました。
　あとは教育ですね。確かに教育の持続性は大事で、関東地震のときも青空教室などをやりながら何とか教育を続けられたみたいなので、それはそれで頭の中に入れておかないといけないということでしょうか。
　●●委員、よろしいですか。
○ありがとうございます。
○ありがとうございます。
　それでは、●●委員。
○●●です。
　不勉強なので教えてほしいのですけれども、５ページ目の広域連携の平成25年の概要には、広域的な連携のために南海トラフ巨大地震対策協議会の積極的活用及び法的な位置づけの必要性とあります。調べると、ブロックの協議会は行われているようなのですけれども、この協議会をベンチマークだとすると、どういう形で協議がなされたのかを教えていただきたいのですけれども、火山だと火山防災協議会をちゃんと用意して、それを繰り返しやっていると思うのですが、広域的な組織間の連携だとここがポイントなのかと思ったのですけれども、どうでしょうか。
○広域ブロックでの協議会が現状どうなっているかですが、これは事務局でしょうか。

○事務局でございます。

まさにブロックごとの協議会はやっておるのですけれども、●●委員のおっしゃっているように、ブロックをまたいだ広域的な協議会は承知をしておらない状態でございます。

○ブロック内の協議会も本来は法定協議会をつくることが望ましいという立てつけになっているのですが、法定協議会までつくられているブロックはまだないかもしれません。

○全体の協議会というか。

○全体というのはブロックを超えたですか。

○はい。

○個々のブロックの協議会ももう一個あるのですけれども、それもまだ苦しいところですね。ブロックを超えたというのはまだないと思います。

○そうなのですか。分かりました。

先ほど●●委員がおっしゃっていた組織間の連携は、法的な準備というと協議会ということになるのだろうと思っているので、そこが2013年ぐらいにたしか取組があったような気がするのですけれども、それがどうなったのかみたいなところを、後で構わないので、お話しいただければと思います。

○確認いたします。

○それは調べておいていただいて、次回お答えするということでよろしいですか。

○はい。

○では、●●委員、お願いいたします。

○非常に簡易なことで申し訳ないのですけれども、この広域連携、救助・救急、ほかのところもそうなのですけれども、ポイントは超広域であるところであると思って、先ほど皆様がおっしゃっていた被害情報をどう集めるかとか、問題点をどう洗い出すかとか、10年前どうかとか、組織間でどうやってリソースを調整して情報共有していくかというところは、全て超広域であるという軸に沿って述べられるべきではないかという気がいたします。

この資料を見ていると、最初の５ページには超広域ということを意識された言葉が出てきて、６ページ、７ページも意識されているのだとは思うのですけれども、その後であまり言葉が出てこなくなってしまいまして、これは広域と言えるのかどうなのかということも含まれているところもあるのかと思います。私は不勉強でよく分かっていないのですけれども、広域としてこの中で扱っているのに、リソースとして広域のところから集めてきてローカルというか比較的狭いエリアに投資をするか、もしくは広域からリソースを集めてきて広域な範囲に派遣していくかという両方の意味合いが、それぞれの御経験から学ぶべき問題点やよかった御経験などがあると思いますので、そのあたりの超広域を軸にして考えていただいて、その大きさごとにどこら辺が問題点で、どこが学べるかということも意識をして整理されるとよいのではないかと思いました。

○ありがとうございます。

それはこれから検討することになると思いますが、現状はこの12年間の中でこういう体制整備ができてきましたということが書いてあって、これができた結果、超広域の災害に対してどこま

で対処できるようになったかという部分について記述が不足しているので、それをこれからつくっていく。今日はまず現状の把握なので、最終報告に向かってこれからやらなくてはいけないことを次のフェーズでまとめていくことになると思いますので、今の御意見をいただいた上で、今後検討していきます。よろしいでしょうか。

●●委員、お願いします。

○ありがとうございます。

皆さんからもいろいろ意見が出ていたのですけれども、資料の整理として７ページのこのタイムラインの資料はとてもよくできているのですけれども、期間に関して72時間というところで区切られていて、72時間でできる話と、よりその後の話が混ざってしまっているので、全体が見えにくくなっていて、できれば７ページをもっと長くしていただいて、72時間でどのくらいまでできるかをまずしっかり明確にしていただいて、その後広域連携で域外からボランティアやいろいろな人が入ってくるというようにステージが変わってくると思いますので、そこの部分も含めてもうちょっと広げて全体像をやっていただきたい。

特に物資に関しては、発災後４日から７日ということなので、72時間というところが大きな区切りで、先ほどの自衛隊の活動に関しても72時間でどこまでできたのか、結局行けなかったところはどこなのかというところをしっかり72時間という区切りで洗い出していただけると、人命救助にも関わるところなどで分かりやすくなるかと思います。

また、７ページのマネジメントのところなのですが、１日目の最初の横の区切りのところで、ここをもう少し広げて、広域連携の仕組みと自立的な部分をポンチ絵でやっていただけると全体像がすごくよく分かると思うので、ぜひ７ページの資料を活用していただければと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

７ページのタイムラインの充実・強化がポイントであるという御指摘で、72時間というのは私も短過ぎるので、この後は実は悲惨なことが次々と起きてきますから、これを72時間のバージョンともっと長いタイムスケールのバージョンと両方用意をしないと苦しいだろうと思います。特に非常用発電設備はほとんどの機関が72時間しか整備していないので、72時間を超えると相当大変なことが続々と起きてくるような気もしますから、これは何とか努力をする必要があると思います。よろしいでしょうか。

横軸もこれで足りているかどうかも御指摘いただきましたから、これが最終的に一番大事な絵になってくると思いますので、検討していくと思います。

そのほか、いかがでしょう。

●●委員。

○１点だけ、今、これは「救助・救急」という名前になっているのですけれども、おそらくサーチアンドレスキューという捜索救助のほうに視点を当てた話になっていると思うのです。災害救助法で言っているところはもっと幅が広いので、「救助」という言葉が２つの意味を、人命救助というか捜索救助の話とごっちゃになっているところがあるので、そこは切り分けたほうがいい

のかも分からないです。

〇言葉遣いですね。救急というと医療まで入ってきてしまうので、言葉遣いをどうするかはこれから整理していくということでいいですか。

そのほか、よろしいでしょうか。

このぐらい御意見を賜れれば次のステップに行けるような気がしますので、ただ、相当たくさん皆さんから御意見をいただいていますから、事務局にもリソースがあるので、頑張れるだけ頑張っていただくことになると思います。

何かコメントされますか。

〇事務局、●●です。

一遍にお出しできるかは大変難しいかと思いますけれども、時間を置いて回を区切って極力お出しできるように努めていきたいと思います。

以上です。

〇それでは、今、いただいた意見で、特に半割れの議論については、この間に事務局から10月24日に少し追加の可能性も含めてという仮の日程が設定されていると思いますが、そこで半割れが起きたときに今まで議論してきたことがどう位置づけられるのかを考えることになると思いますので、そのときにもう少し議論が進むのではないかと思っております。

もう一個忘れていましたけれども、前回のまとめは土日を挟んで作業する日がありませんでしたので、前回のライフラインのまとめと本日のまとめは併せて21日のワーキンググループのときにお示しをすることにさせていただければと思います。

次の２つ目の議題になりますが、自治体連携、ボランティア・海外連携についての御説明をお願いいたします。

資料説明

〇朝田（事務局）　それでは、25ページをお開きください。自治体連携、ボランティア・海外連携と題して説明をいたします。

26ページを御覧ください。先ほども●●委員から御意見、御指摘いただきましたが、受援計画について説明しております。先ほど述べましたので、説明は省略させていただきますが、現段階で都道府県は47団体全てで策定済み、一方で、市町村については1,171団体、これは令和４年６月１日現在でございますが、全てにおいて定められている状況ではないというのが一つです。右のほう、表をつくっておりますが、左の緑の状況がいわゆる推進地域以外も含めた市町村全体での策定率で、右の青の部分は南海トラフ地震防災対策推進地域、大きな揺れが来る、津波が来るといったところに限定した率を書いております。全体的に見ると同じもしくは推進地域のほうが少し高い傾向は見受けられますが、いずれにしろ全体として底上げを図っていく必要があるということでございます。

27ページです。長野県の具体の受援計画の事例でございます。東日本大震災あるいは熊本地震

といった事例の中で課題が浮き彫りになったことを踏まえて、長野県で今後に備えて計画をつくったということ。具体的な内容に関しましては、例えば災害対策本部室に「応援・受援本部」を設置するといったことで、受援に関する窓口を明確化したということ、さらには、内容として広域防災拠点、受入れのための拠点の機能を具体的に定めて、どのあたりに配置をするのかということ、さらには、協力いただくような施設の選定、さらには、運用計画、この内容としては拠点施設の開設、連絡調整、運営体制等をまとめたような計画となっているということでございます。

次、28ページです。もう一つの具体事例、これは岩手県遠野市、御承知のとおり岩手県の少し内陸のところにある遠野市でございますが、ここの立地環境としては、いわゆる内陸諸都市と沿岸市町村を結ぶような道路網の結節点にあること、両方のエリアに対して半径50キロ圏内、さらには地質的にも災害に強い地域であろうこと、こういったことを踏まえて防災拠点としての機能を我が市としてどう持っておくのか、そういったことを様々定めている、検討されているという話でございます。

29ページです。参考とありますが、これは東日本大震災の際の関西広域連合にて行っていただいた支援の内容でございます。具体的な支援内容としては、ここに書いてございます支援物資の提供、要員の派遣等々ございます。逆に、しばらく落ち着くまで関西のほうまで来ていただいて生活をしていただく、そのような避難生活等の受入れなども行っていただいて、右下に数字がありますが、約2,200人の方がしばらく過ごしていただいたという実績もございます。また、右上、カウンターパート方式とありますが、要は、被災状況に関連して広域連合全体の総合調整を行った上で、どの府県がどの被災県をしっかり応援していくかを定めたという事例でございます。

次、30ページです。応援職員派遣という制度の話になります。これは総務省さんなどが中心になってルールを決めていただいているものでございます。大規模災害時において被災団体のニーズに応じて発災直後の「短期派遣」、しばらく落ち着いた後、復旧・復興段階の「中長期派遣」といった、大きく２つに分けて派遣制度が設けられているという話です。

具体に行きます。31ページを御覧ください。総務省で平成30年３月に創設された制度です。大きく分けますと、枠内にあります被災地市町村が行う災害マネジメントの支援、全体調整等を行う「総括支援チーム」と、より生活に密着したところで避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う「対口支援チーム」、大きく分けて２つのチームが構成されております。

まず、総括支援チームにつきましては、役割としては、基本的には首長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するといったこと、そのために、首長に寄り添って、首長に助言あるいは幹部職員の皆様との調整を行ったり、現地において実際の被害状況、応援職員のニーズを把握して派遣元等との連絡調整などを行う、さらには、支援を行うための関係機関及び総務省との連携などを行うチームでございます。

次、32ページ、２つ目のチーム、対口支援チームです。先ほど申し上げましたように、避難所

の運営、罹災証明書交付等ございますが、第１段階としては、被災地域ブロック内でまずは地方公共団体による応援職員の派遣を行っていこう、その際に、原則として１対１で被災市区町村に割り当てるという役割分担を明確にすることによって、支援をできることをしっかりやっていくという話。第２段階としては、第１段階で足りない部分が必要な場合には、全国の地方公共団体からの追加派遣を検討していく仕組みになっております。

33ページです。こちらは技術職員の関係になります。特に災害の復旧・復興、そういった段階になってくる、あるいは発災直後もそうなのですが、特にニーズの高い技術職員の確保が全国的な課題となっております。市町村などでいくと土木技術者が過去のピークに比べると３割を割り込むような状況の中で、確保が問題になっているということ。その中で、あらかじめ中長期派遣対応技術職員を登録しておいたうえで派遣を行うといった復旧・復興支援技術職員派遣制度を設けていただいております。令和２年度からです。下の緑の枠内を御覧ください。一定の要件を満たす場合には、職員人件費に対して地方交付税を措置するといったことで、財政的な支援も含めた派遣制度が設けられているということになります。

34ページは同じ内容になりますので飛ばします。

次、35ページです。これはボランティア関係の話になってまいります。まず、被災者支援コーディネーション体制とありますが、被災したときに行政だけでは様々な被災者対応が困難な中で、全国のボランティアの皆様の御協力をいただいているといったものが、平成７年の阪神・淡路大震災が大きな契機となって、今では当たり前となっているといったこと。ただ、被災された方々のニーズは多様だし、かついわゆる人力でできるようなものがあれば、大きな土木の力、さらには専門性を持った方々の力が必要になってくるといったこと。そういった中で、右にありますような一般のボランティアの方々のお力をいただく、その方々が力を発揮いただくための役割としての災害ボランティアセンター、これは地域にある社会福祉協議会などが中心となるという話に加えて、左のほう、専門的な技能等を持つボランティア団体等のお力、こういったものを最大限発揮するために、現在「災害中間支援組織」の役割が大きく注目を浴びているということです。

具体的に専門的な技能といったものなのですが、次のページを御覧ください。一般のボランティアの方々については、例えば小規模ながれきの撤去あるいは清掃、片づけ等々あるのですが、左下などに行くと、床板の除去作業だとか、ここにはございませんが、屋根の上にあるブルーシートを張るといった困難な作業、こういったものや大規模になってくる重機を使用するといったものに関しましては、専門的な技能等を持つボランティア、これは個人に限らず団体も含めたものの力が必要になってきているということでございます。

次、37ページです。一般ボランティアの調整等を行います役割として、災害ボランティアセンター、略して災害VCがございます。枠内にございますが、被災者支援の活動を行う一般ボランティアと被災者の支援ニーズ、このニーズとシーズをつなげる仕組みとしてセンターが役割を担っているということでございまして、左下にありますニーズとボランティアのマッチングを行った上で、被災者、被災地、危ないところ、地理的なこともあって出発前のオリエンテーション、さ

らには、現場での活動支援を行っていただいた上で活動報告・記録などを行う、こういった全体の支援を行っていただいているということでございます。

次、38ページです。これは災害中間支援組織といった話になります。JVOADとあります。後ほどお話ししますが、被災者支援コーディネーションを担う災害中間支援組織、これは都道府県単位のネットワークが整備されるよう進められております。地図がございますが、半分ぐらいということでできてはおりますが、現在このような組織の形成が進められているということになります。

次、39ページです。今、申し上げましたJVOAD、全国災害ボランティア支援団体ネットワークなのですが、これにつきましては、緑の枠の中の３つ目、NPO・ボランティア等異なる組織の活動調整、さらには活動支援を行う唯一の全国的な災害中間支援組織として、平成28年10月にNPO法人化認証、さらには翌月11月１日に設立されたものでございます。主な活動としては、全国的な規模での大きな災害などを念頭に置きながら、あるいは個々の活動を念頭に置きながら、全国での情報共有の仕組みを設けたり、様々な支援策についての検証を行っている取組でございます。

40ページです。先ほど中間組織等々注目されているという話がありましたが、昨年度、令和４年４月に「被災者支援に関する官民連携検討会」といったものが行われまして、民間団体による支援をより充実化するための御議論をいただきました。強みとして、行政機関は前例のない突発的な事象や課題に対して意思決定に時間がかかるなどして迅速な対応が難しいということに対して、民間団体は比較的迅速に動けるのではないか、機動的に動けるのではないかといった話。さらには、行政による支援は効率性や公平性を担保するため等々いろいろありますが、基本的には行政は型にはまったものをきちんとやっていくという役割があります。その分、隙間だとか、あるいは機動的な対応が難しいところがある。そのような中で、民間団体によれば、そのような隙間にしっかりと対応できるのではないかという期待ができるということでございます。

一方で、弱みのほうに行きますと、全国的な認知度が低いとか、そのために信頼感の低さといったものがあって、機動的に動けるのではないかという一方で、活動内容が限定されている実態があるということ、結果として、力が発揮されないままに迅速で柔軟なマッチングが行えない場合等々もあるという話になります。さらには、力は持っていても、その活動のために必要な資金が必ずしも十分ではないといったこと。

こういった現状を踏まえまして、この民間団体の力をどのように生かしていくかという検討がなされてきたということで、次、41ページを御覧ください。こういった民間の力をしっかり発揮していくためにも、横の連携をしっかり深めていくという観点もあって、この官民連携を進めていくために、まずはモデル事業の立上げが行われております。令和５年度から災害中間支援組織の設置・機能、これは民間企業をどのように生かしていくかという機能を持つ中間支援組織、こういったものをどのように強化し、構築していけばいいのかということを検討するためのモデル事業、今年度やっているのは、具体に右下を御覧いただくと、官民連絡会の立ち上げあるいは合同訓練、さらにはイベントということでの普及啓発の検討、取組が行われていっているというこ

とでございます。

次、海外の話、42ページです。東日本大震災において海外からもたくさんの御支援をいただいたということは周知の事実だと思います。この表にあるだけでも19か国からの多大な御支援をいただいているという話。

43ページには、その支援物資の内容等々を記載しているところでございます。

ところが、44ページを御覧ください。たくさんのありがたい御支援をいただいたにもかかわらず、必ずしもこれらが十分に行えていたのか、あるいは本当に必要なものを支援いただいていたのか、そういった観点で東日本大震災後にそのような検証が行われたという概要が、この44ページ、45ページになります。教訓として人的支援関係、44ページにありますが、発災直後、被災地ニーズに基づいたマッチングが事実上不可能な中で、国レベルで判断する方策を整備しておくべきではないかという話。さらには、いろいろな国、機関からの御支援をいただく中で、あらかじめ窓口をしっかり定めておいて、あるいは相手の信用についても確認できる方策を定めておくべきではないか。右を御覧いただくと、捜索・救助チームの受入れ、医療チームの受入れあるいは在日米軍の支援の受入れ、様々な支援につきまして、外務省が中心的な役割を担って、様々なチームの実情、さらには受入れの要否等々の回答、そのような窓口を担うといったことがあらかじめ定まりました。

次、45ページを御覧ください。これは物資支援関係あるいはその他全般の教訓でございます。同様に、窓口あるいはいざというときの機能、役割を担う機関を定める、こういったこと等々が定められたということでございます。義援金の受入れに関しましても、右下にありますが、内閣府及び外務省が義援金受入れ口座の開設に必要な関連手続きについて財務省と協議するといったことも定められたわけでございます。

最後です。海外支援の受入れを役立てるためにとありますが、平時から様々な取組を現在も行って、海外の皆様との様々な連携を行っているという事例の紹介でございます。

以上、長くなりましたが、説明を終えます。

審　議

○どうもありがとうございました。

それでは、皆様からの御意見を順にいただきたいと思います。話題が３つございますから、これは分けて議論をしていったほうがいいと思いますので、最初、自治体連携について御意見がいただければと思いますが、いかがでしょうか。

●●委員。

○２点あります。応援職員の件なのですけれども、長期にわたる応援職員の派遣等において、東日本大震災ではどちらかというと土木職に偏ってしまって、本来必要なのは、本当に被災が甚大だった市町村においては全域でいろいろなニーズがあったのですけれども、例えば教育職など様々な職であったのですけれども、派遣元が出したのが、用地取得や復旧工事などの経験を積ま

せたいということで、土木職が多かったというのはある程度はっきりしていると思います。特に福島県などでは放射線や原子力の専門家が欲しかったのだけれども、派遣元が派遣してくれないということがありました。ですから、ここは実績を見るのではなくて、被災地のニーズがどうだったのかを少し確認していただいたほうがよろしいかと思います。

２つ目なのですけれども、右側にある避難者の受入れというところなのですけれども、これは誤解があるような気がしていまして、右側にあるのはどちらかというと関西での受入れなので、自然災害というよりは福島県のほうの問題の受入れかと思います。自然災害の広域の避難者の受入れはどちらかというと近隣県であり、かつ縁故避難が多いので、自然災害というか南海トラフ地震のことを考えての避難を考える場合には、岩手県、宮城県でどうだったのかという別の資料などはあると思うので、そこらへんを確認していただいて、自治体連携を議論したほうがよろしいかと思います。

以上です。

○分かりました。

だから、被災自治体のニーズについても少し調べておきなさいという注文、これはうまく集まるかどうか分かりませんが、まずはその御意見は大事だと思いますから、承りたいと思います。

○ニーズに関するものは、総務省さんで当時の資料はあると思うので。

○このようなニーズがあったけれども出せなかった部分がある、そういうものが分析できる資料ですね。後ほど総務省さんにお聞きしながらまとめていくことになると思います。

もう一点は、福島県だけではなくて岩手県、宮城県中心の分析をしなさいということですね。分かりました。

○分かりました。

○そのほか、いかがでしょう。

●●委員。

○この応援ができるできないというのも、人がいたらできますけれども、いなければできないということがあると思うのです。これから多分どんどん人が減っていく中で、現状、既に足りない市町村もたくさんあると思うのです。そうすると、そもそもこれから職員数の欠員というか、どれだけどういう状況になっていく中で応援はどうできるのか、先ほどのニーズがどれぐらいあって、それに対してどうかというのと、現状の水準レベルがどうなっていくのかも併せて考える必要があるのではないかと思います。

○ありがとうございます。

それは先ほどの救助の話も同じなので、リソース側がこれからどうなっていくかということも含めて、足りないのは明らかですから、足りないときにどうするかも含めて議論しなさいということですね。

○そうですね。支援するといっても支援そのものもできるリソースが減っていくとなると、そのリソースの中で耐えられるようにするにはどうするかという仕組みを変える必要が出てくると思います。

○仕組みとか、より重点的に支援をする項目は何にすべきかということも含めてでしょうか。
○はい。
○難しい問題になりそうですが、分かりました。
そのほか、いかがでしょうか。
●●委員、お願いします。
○ありがとうございます。●●です。
２点あります。１点目ですが、受援計画の策定が進んでいるというお話がありましたが、受援計画ごと、それぞれの都道府県がつくる受援計画の整合性の確認はあまり行われていないのではないかと思います。先ほど御紹介いただきました重点県というのですか、重点地域とその周辺地域の受援計画のすり合わせみたいなことを、これから先やっていく必要があるように思います。
２点目ですが、受援計画は応援があってこそ成り立つものだと思うのですが、肝心の応援計画のあり方はあまり今回御紹介がなかったと思います。ですから、応援、受援の関係から、応援のほうももう少し見ていただけるとよいと思います。
以上です。
○ありがとうございました。
まずは受援計画の異なる組織間のすり合わせの問題、それから、先ほどの警察や消防と同様に応援側の仕組みづくりがどうなっているかということについての資料作りということのようです。それでよろしいですか。
○受援計画の地域ごとのすり合わせですね。県間のすり合わせです。
○地域ごと、地域間ですね。それで承りました。
それでは、●●委員、お願いします。
○ありがとうございます。●●です。
御説明ありがとうございました。私のところではボランティアのことについてです。今回ボランティアの内容について、NPO。
○●●委員、ちょっとタンマ。まだボランティアに行っていないので、今、自治体連携のところの話をまだしていて、その次、ボランティアに行きますから。
○分かりました。そのときにします。
○ごめんなさい。最初に●●委員に当てますから。
○承知しました。失礼しました。
○●●委員、お願いします。
○すみません。私も発言が民間等との支援についてなので、また後ほどお願いいたします。
○分かりました。
自治体連携に関してはここまででよろしいですか。
私が少し気になり始めていますのは、対口支援とか、どことどこが応援し合うというところの、どことどこの県同士のマッチングが、ひょっとしたら項目ごとに対応していなくて、ここのマッチングはしなくていいのかどうかは多少気になって見ていました。先ほどの重点受援県に支

援するのはこういう県だよということは、それはそれで決まっている。一方で、後で出てきた自治体連携のときは、それとはまた別の枠組みでマッチングする、県同士を探していくことになるので、そのあたりのどことどこがどういう項目について支援をし合うのかの総合調整がひょっとしたらできていない可能性があるのかと思いましたが、それを一緒にしないといけないのかどうかも含めて少し整理がこれから必要かと感じて聞いておりました。

●●委員。

○私も同じような意見ですが、５ページに10年前にやるべきこととして掲げた、先ほど●●委員が発言された「対策を推進するための組織の整備」というところで、きちんと広域の連携をするための協議会を位置づけると言っているのだから、これがきちんとできる方策を具体的に考える必要があると思います。

１つだけ、なぜ応援するか、被害を受けていない自治体が応援する必要があるかといったときに、これはある意味、言い方は悪いですけれども、訓練のために極めて重要です。つまり、日本中どこでも自然災害に被災する可能性があるので、大概の自治体は自分のところはいつも初めてなのです。そのときに、応援する経験を積むことは、実地で何が起きるかを自治体の職員が理解することになりますので、これは単なる人道援助ではなくて、全ての自治体が自力できちんとできるために広域の災害のときに応援したり受援したりする仕組みを組織的につくって、何と何をどうするかを決めて、少ない人をどうするかも含めてやるべきだと私は思いますので、ぜひそこはもし10年前のこの計画がまだ何もできていないのだったら、これはしっかりやるということを改めて強調したほうがいいかと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。

●●委員、お願いします。

○これまでの発言にも関連するのですけれども、私、東日本大震災のときの被災地で対応していて、この行政の支援を見ていると、特に職員さんが直接被災されてしまっているような都道府県はきつかった、そもそも課の職員が誰もいないみたいな状況になっていたのですね。その経験を踏まえて、東日本大震災以降、西日本では行政職員が働く職場が次々浸水域外に移転していくというのが進んでいっていますので、これに関連して、この10年間の成果として、被災地の行政職員が災害対応でかなり厳しくなるような市町村がどの程度減っているのかをちゃんとモニタリングしておいて、さらにその次、10年何か動きがあるのかどうか、このあたりも関連して見ておいたらどうかと思いました。

○ありがとうございます。

被災側の自治体がどれだけ被害を減らせているかということについてモニタリングを。

○そうですね。数字があると思うので、もう出すだけ、ここに一緒に並べるだけの話だと思いますね。

○分かりました。ありがとうございます。

それでは、ボランティアの問題に行きたいと思いますので、最初に●●委員、お願いします。

○失礼しました。

ボランティアのことなのですけれども、今、御発言された委員、こちらからどなたか分からなかったので、そのお話に乗っからせていただくと、今回連携の中で受援計画という言葉が出てくるのですが、行政組織のBCPの質そのものについての議論が必要かと思っております。BCPの策定率も当然調査をされているのですけれども、その内容で、例えば今のお話ですと、庁舎が被災した場合の対応が職員へのケアも含めてどの程度議論されているのか、きちんと整備されているかも把握する上で非常に重要かと思いました。

今のボランティアのお話に戻るのですが、今回ボランティアという視点で、いわゆる民間、例えばNPOや一般ボランティアについてはお調べいただいておられるのでよく理解できたのですが、こういった議論をされるときに、なぜか企業さんが一生懸命被災地にお金を投入したり、支援をされたり、ボランティアされたりということがあまり取り上げていただけないかと思っています。もしかすると、企業の宣伝になるからとか、そういうネガティブチェックの作用が働いているのかもしれないのですけれども、そういった企業さんのお取組、民間のお取組をもっと大っぴらに宣伝してあげることによって、企業さん同士の競争力も働きますし、こういった支援ができるのか、こういうやり方をすれば被災地のためになるのかということの勉強にもなるので、ぜひ企業さんが行われたような被災地への支援ということも取り上げていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○どうもありがとうございます。

前半のお話は、自治体連携を考える上で、それぞれの自治体でどの程度対策が進んでいるか分かるような資料があったらいいのではないかということだと思います。

２点目は、おっしゃるとおりで、企業の支援についてもまとめておいたほうがいいだろうと承りましたので、よろしいでしょうか。

それでは、●●委員、お願いいたします。

○私も●●委員と実は同じ意見でありました。民間団体等々の資料は40ページにまとめていただいておりますけれども、かなり非営利の紹介が多いかと思います。営利である民間も東日本大震災では、特にかなりの範囲での御支援をいただいて、しかも長期間、現在もその御支援は続いているところであります。営利団体についての情報などさらに追加いただければと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

同じ御意見だと思いますので、そういった資料をまとめていきたいと思います。

そのほか。

●●委員、お願いします。

○同じ40ページなのですが、特に東日本大震災のときには土木に偏ってしまったという反省もあるのですが、実際には民間の、例えば建築士の方々などに協力していただいて、民間の弱みとして活動資源や均一で公平な支援を行うことが難しいと書いてあるのですが、信頼感がなくて、怪

しい人が来たみたいに思われがちで、非常に住民の方の抵抗感が強かったこともあって、そのために行政からきちんと認定をして派遣されていることを示すことが重要だったと言われていて、特に建築士の方や建築関係の方は少しずつ自治体と連携して、何かあったときには例えば倒壊の認定などそういう活動ができるような、そういった中間的な仕組みも実は意外に広がっているので、それを土木や建築に限らずニーズに合わせて広げていくことも重要な視点かと思いました。

以上です。

○分かりました。認定制度みたいなものがこういったものに必要かどうかを議論していくということでしょうか。

ありがとうございます。

●●委員、お願いいたします。

○●●です。

皆さん、民間の対応ということで、それは本当に大事なことだと思うのですけれども、一番懸念しているのは、ここ12年間の建設業を取り巻く状況の変化なのです。今は平時であっても建設業の担い手不足あるいは重機なども相当減っているというデータもあります。そういった中で、この南海トラフ地震が起きたときに、それぞれの地域で自治体と地元の建設業の組合が協定などを結んでいると思うのですけれども、それが一体どれだけ機能するのかについて大変懸念を持っています。ですから、広域応援を考えるベースとして、まず地域でどれだけのことができるのか、それがこの12年間弱体化していないかについて、地域の例えば建設業の担い手あるいは重機の数、そういったもののデータも必要かと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

基礎的なデータとしての建設の力の弱体化について、それをまずはまとめなくてはいけないということですね。

○足りないのであれば、何を広域ですべきかという議論のベースになろうかと思います。

○あとは多重に協定が結ばれているので、協定そのものがちゃんと実効性があるかどうかも見なくてはいけないと思いますので、特に初動は建設のところを頑張らないといけないから、その力については見ておく必要があるかと思います。ありがとうございます。

●●委員。

○35ページの被災者支援コーディネーションの体制が、中間支援組織（NPO等）、行政、災害ボランティアセンターという形になっているのですけれども、実際の泥かきとかといったところと、その後の福祉や生活の質を整えるための支援の両方があって、これは作業系にすごく偏った絵になっているのではないかと思います。例えば災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）なのですけれども、社会福祉協議会の本来業務は福祉のほうの話で、その後支え合いセンターなどを設置して被災者支援していくではないですか。そのときには、逆に一般のボランティアセンターの話ではなくて、そういう生活再建のところのもう一つの枠組みがあって、そこでの福祉を担う団体さんや、ここの専門的というのが土木系ではなくて福祉系や医療系など、そういうのも

含めた中での技能を持つボランティア団体等との連携みたいなものがあるのですけれども、それが見えていないので、そこをもう少し整理していただきたいと思います。
○分かりました。
多分時間軸がもう一個入らないといけないでしょうね。最初に必要なボランティアと、その後必要なボランティアは変質していく部分があるので、そういった整理をしなさいということかと思います。
そのほか、よろしいでしょうか。
●●委員、お願いします。
○ありがとうございます。●●でございます。
ボランティアの資料を見て思ったことを述べさせていただきます。ボランティアセンターやNPOさんが実際にボランティアを必要とされる方、地域住民の方とのマッチングをされるということなのですが、その上で、反省として強み弱みがあると。ここを併せて考えたときに、過去、台風や地震、大雨の災害のときのボランティアで、果たして過不足なくボランティアが行き渡っていたのかどうかの反省というか思慮みたいなこともあればなおよいのかなと。もし不足があるのだとしたら、それは例えばボランティアの人数の問題であるのか、もしくはどういったところにどういうボランティアを必要とされる地域住民の方がいるかいないかといった情報の不足という問題があるのか、そういったところの分析ももしあるのであれば教えていただければと思いました。
以上でございます。
○ありがとうございます。
ボランティアのマッチングや人数の問題など、整理ができる範囲で資料を用意したいと思います。南海トラフ地震に関しては、どう考えてもボランティアの数は圧倒的に不足することも前提にこの議論はしなくてはいけなくて、そういう状況のときは、従来からある地縁組織に相当力を発揮してもらわないといけないということもあるので、ボランティアのことに加えて、地域内の議論は今日ではありませんから、いずれ地縁組織の人たちとボランティアの人たちとの協力関係をどうつくっていくかということも必要になるのだろうと思っております。
それでは、次へ行ってもよろしいでしょうか。
●●委員。
○１個だけ簡単に、40ページに民間団体による支援の強みと弱みとまとめていただいていると思うのですが、いつかの議論で、確か●●委員からだったと思うのですけれども、全体的にどのあたりがデジタル化、システム化できるかを見てみてもいいのではないかという御意見が何回か前にあったと思います。おそらくこのあたりがそこに相当するのではないかと思います。ですから、そういう視点で見るときに、デジタル、システムで全てが解決できるわけではないのですが、そういった使い方も支援の一端になる可能性があるということで、このあたり、デジタル化の候補として精査されるときは入れていただければと思いました。
以上です。

○ありがとうございます。

次回デジタルですから、このことも含めて議論をしたいと思います。いろいろなマッチングをしようとすると情報が一番鍵を握るので、デジタルのところ、ぜひ次回このようなことができるよとまとめていただけるといいかと思います。ありがとうございます。

それでは、大分時間も来ていますから、３点目ですね。海外連携の話ができていませんので、海外連携について御意見を賜れればと思います。

●●委員、お願いいたします。

○ありがとうございます。

海外連携、東日本大震災でも大変重要な役割を果たしたということ、すごくよく分かるのですが、その当時できていなかった体制として、民間組織からの支援の受け皿がなかったという課題があります。また、ここ数年で国際支援が進んできているのが医療分野の支援チームでして、先日のトルコの地震でも医療チームの受入れ調整でトルコ側が大変苦労したという話も聞いています。ですから、医療や民間支援の受入れ体制についても御検討いただければと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

医療と民間支援、承りました。

そのほか、いかがでしょうか。

●●委員。

○今のに関係するかもしれないのですけれども、実際の東日本大震災のときに海外からの医療チームが支援をするときに、それこそ日本側のすごくトップクラスのお医者さんが通訳をしていたということもあったようなので、受入れの体制みたいなところについては、本来やるべき人がやるべきことができなくなるような支援だとあまり意味がないことが出てくると思うので、そのあたりも含めて御検討いただければと思います。

○今のお話は、向こうから来たお医者さんの通訳をこっちのお医者さんがしているから、お医者さんが２倍人手がかかっているという御指摘ですね。

○そうですね。

○分かりました。だから、そういう体制整備が必要だということですね。

○そうですね。受入れもちゃんと医療側と医療側でのマッチングだけではなくて、そこに必要なロジのところも含めて体制ができているのかという話ですね。

○分かりました。ありがとうございます。

お願いします。

○私は海外からの支援は、遠いので、そんなに物的にも人的にもたくさん投入していただくというのは限界があると思っているのです。ですけれども、東日本大震災の後の被災地の復興を見ていると、海外からの方々との交流が生まれることによって、復興をする中でいろいろな地場産業が新たなインスピレーションを得て事業を始めたりするという、かなり将来に向けた発展に貢献してくれていた印象を持っていますので、どういう視点でこの問題を論じていくのかについて

は、こういう視点もあってもいいのかと思いました。コメントです。

〇ありがとうございます。よろしいでしょうか。

むしろ我々から海外の人たちに期待することを、南海トラフ地震に関しては書いておいてもいいかもしれませんね。国内だけでは足りないものが相当あるので、こんな支援を海外から受けられたらうれしいぞということは考えておいてもいいのかと思います。

それでは、３つ目の話題に移らせていただきたいと思います。３つ目の話題は災害廃棄物になります。事務局から御説明いただければと思います。

資料説明

〇朝田（事務局）　それでは、資料の47ページを御覧ください。災害廃棄物について、まずは御説明いたします。

48ページ、10年前の報告書の内容になります。地震発生直後のところ、数字だけ御案内しますが、一番下のところ、建物がれき等の災害廃棄物が約8,600万トンから約２億5,000万トン、津波堆積物が約2,400万トンから約5,900万トン、合計約１億1,000万トンから約３億1,000万トンに上るといった数字がございます。

49ページ、災害廃棄物の種類、これはもう簡単な紹介にとどめますが、特徴として選別前、選別後とあえて分けておりますが、選別前にはとにかくいろいろなものが混ざったような状態でということで、こういう分別等々の処理のこともあるということになります。

50ページです。これは流れを書いてあるだけですので、被災したところから仮置場あるいは処理・処分先という大きな時間軸の中での空間的な配置の変遷があるということです。

51ページです。環境省さんの取組ですが、発災時災害廃棄物に関する被災地支援スキームといったものを設けていただいております。支援自治体あるいは災害廃棄物処理支援ネットワークを活用した助言等々の仕組み、いずれにしろ被災自治体に対して職員派遣あるいは助言等を含めて、いろいろ支援する仕組みが設けられているという話です。

52ページです。あらかじめ大量に発生するであろう災害廃棄物の処理に関しまして、その計画を定めるといったことになっております。平時において地方公共団体が廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画という位置づけ、市町村は国あるいは都道府県が策定する計画等々を踏まえて、地域防災計画にも位置づけていくといった枠組みになっております。

具体の計画です。53ページを御覧ください。愛知県です。対象となる廃棄物の種類ごとにどれぐらいの量が発災前と比較して出てきそうなのかといった相場観の話と、真ん中の下のところにありますが、処理に関しまして、地域ブロックによる連携ということで、まずは被災市町村の自助努力をベースとしながら、周辺にあるブロックとの広域的な連携をあらかじめやっていくことが位置づけられている、さらには、市町村における処理計画の策定や広域的な連携に係る技術的支援を行っていくのだという県の立場での記載がなされているところでございます。

次、54ページです。その処理計画の策定状況につきまして、47都道府県全てで策定されている

一方、市区町村におきましては、目標値は達成しているものの、まだ底上げが必要だという状況になっております。右は全市町村の傾向と推進地域における傾向ということで、大きな傾向は見られませんでしたが、いずれにしろ全ての策定がなされていない状況です。

55ページです。このような状況を踏まえまして、環境省でこの処理計画を未策定の地方公共団体に対して、策定費用の支援といった補助がなされております。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の法律等々を契機に設けられているというものでございます。

56ページを御覧ください。この計画をつくることで何がよくなるのかという話なのですが、令和４年８月に大きな被害のありました新潟県村上市における水害における状況なのですが、もともと令和元年の山形県沖の地震で被災した際には、仮置場の事前検討ができておらず、初動対応に苦慮したといった経験がございました。そのような中で処理計画の検討がなされて、その後にこの大雨があった際には仮置場１か所を発災後すぐに設置できただとか、もっと言うと、そこに搬入する口の大きさ、幅員を、あらかじめどのような規模が入ってくるかも想定しながら広く設けていたがために、スムーズに回収車両の出入りができるようになったといったことが事例として紹介されております。

57ページです。同様に庁内理解の促進ということがございますが、モデル事業を採択いただいて、その中で廃棄物担当部署内だけでなくて庁内全体の意見交換等を行う中で、庁全体としての取組の再編を行っていたという事例です。また、対外的にも市内の建設業者あるいは廃棄物処理業者などとの協定を結ぶ等々の取組が行われていったということでございます。協定を活用してきたという話でございます。

次、58ページです。今度は膨大な量の処理に関しまして、広域処理の事例です。熊本地震におきましては、大量のごみが出てきたことによって県外処理を余儀なくされたという話です。これに関しまして、様々な取組を行うことで処理をしてきたのですが、一番下のポツを御覧ください。最終的な広域処理量は約50万トンで、発生した災害廃棄物の約16％にも相当する量となったということになります。このようなことが南海トラフ地震でも起こり得る、もっと言うと、もっとすごい量になり得るということです。

こういった状況に関しまして、59ページ、環境省ではこのような状況なども見据えながら、現在も災害廃棄物対策推進検討会をお開きいただいて、議論が行われております。59ページでは、令和３年度に被災の地域性を反映して組成別の発生量の推計を実施したということで、左のほう、組成ということで、柱角材、可燃物、不燃物、金属くず、コンクリートがら等々の分類ごとにそれぞれどれぐらいが出てきそうなのかという数字、トータルでいくと２億2,000万トンほどのごみが出てくることを組成ごとに示しております。

今度は60ページです。このような大量のごみに対して広域処理を行っていかざるを得ないという前提のもとで、どれぐらいの量が必要となっていくのか、さらには必要なトラック台数がどれぐらいなのか等々の試算が行われて、こういった試算をもとに各地域での取組が進められているという認識でございます。

61ページです。今度は廃棄物の処理に関しての省庁間の連携についての御紹介になります。平

成30年７月豪雨またはその後の令和２年７月豪雨などでも行われましたが、市町村が現場において廃棄物処理の最前線で汗をかかれる立場になりますが、実は国の制度としましては、例えば公共空間の中で出てきたようなものについて、土砂の段階は基本的には国交省、宅地内で出てくるようなもので土砂以外のものも含めたものを特に環境省がといった話になっております。ただ、ごみといったものは最初から分かれて出てくるものではない中で、使い勝手等々の様々な課題が現地で生じております。

そのような中で、一手に担う市町村が一括的に収集運搬、分別、処分を行って、その分別したものに対して国交省あるいは環境省がそれぞれ支援をするといった枠組みがあるのですが、先に次の62ページを御覧ください。これは国交省も環境省も一緒になって認識をして設けているスキームなのですが、国交省につきましては、基本的には土砂の処理を応援をしてくださっておるのですが、この真ん中のフローを御覧いただくと、宅地等からまずは集積場、これは市町村長がここに持ってきてくださいといったあらかじめ指定したところまで持ってきたら、その後のものについては支援できますよというのが基本になります。ただ、大規模な災害になりますと、なかなか宅地からの搬出そのものにも高齢者が増えている中で負担がかかっている状況、さらに、全体の効率を考えれば集積場ではなく直接持っていく事態も出てきます。このような、市町村長が公益上必要と認め直接実施する場合は、もう全体として支援しますよといった枠組みが設けられているという話。その上で、出てきたごみについて、国交省、環境省で見ているものの枠が違うのですが、最終的には重さや面積などでしっかりと後から案分して支援しながら、全体としてはきっちり支援ができているような仕組みが設けられているということでございます。

63ページ、順序が前後しましたが、環境省が見てくれています災害等廃棄物処理に関する補助事業の内容になります。補助率半分等々の数字、財政的支援の内容が書かれておりますので、御覧ください。

次、遺体への対応の話にまいります。

65ページ、10年前にも既に生活への影響の中で遺体の処理ということは書いてございますが、遺体対応につきましての話も被害の様相として書かれておりました。

66ページ、一般論としての大規模災害発生後の主な遺体対応のフローになります。たくさんの機関が関わってくることを皆さんとまず認識を共有させてください。いわゆる災害担当部局のみならず、警察、医師、歯科医師等の医療関係、さらには葬祭業者という方々、こういった様々な方々が関わってくるという話になります。

67ページです。遺体の埋火葬等に係るこれまでの国全体としての取組について紹介しております。阪神・淡路大震災の後、平成７年７月に「防災基本計画」において、遺体の広域的な火葬の実施を進めるといったことがまず位置づけられました。一方、平成９年11月には、当時の厚生省において「広域火葬計画策定指針」を取りまとめ、各都道府県に対して、広域火葬計画の策定を依頼するという形で自治体での取組を促しておりました。その後、平成23年３月に東日本大震災が発生しましたが、この際、大きな被災を受けた３県では、広域火葬計画を策定しておらず、宮城県においては土葬による仮埋葬が行われたという実績がございます。このような状況を踏まえ

まして、政府としての埋火葬等の実施のための基本指針等を策定して、防災対策実行会議において了承、これを踏まえまして、各自治体での取組をさらに進めるといった取組が行われてきました。具体的には、広域火葬計画の中で、火葬場の処理体制の把握、近隣地方公共団体との相互扶助協定等の締結、さらには関係団体との資機材の確保、搬送等に係る協定の締結を進めるという具体の事例を提示した中で、様々な計画の検討を促したわけでございます。

68ページを御覧ください。広域火葬計画の策定状況となります。東日本大震災では、被害が大きかった沿岸部の市町村では対応が困難なところがあったと。このような中で、宮城県におきましては、墓地、埋葬等に関する法律を所管する「食と暮らしの安全推進課」という課が、遺体安置所確保のための調整を行うとともに、葬祭用品の調達・確保、他県への火葬協力要請、さらには市町村を支援するという立場で仮埋葬・改葬への支援等を行いました。こういったことが今後もスムーズに行われるように改善することも含めて、災害時の火葬体制が速やかに構築されるよう広域火葬計画の策定を進めたわけでございます。現在は47都道府県において策定済みとなっております。平成26年に、先ほど御紹介した基本的指針を策定した後、各自治体において29都道府県にとどまっていたところが、全47都道府県に広がったという紹介でございました。

最後でございます。大規模災害発生時における検視、身元確認等に係る取組状況になります。デリケートな話でもあって、丁寧に行う必要があります。そのため、検視等の場所を必ず確保するといったことにつきまして、自治体との連携といった仕組み、さらには医師会等との連携の強化、大規模災害における医師等の協力に関する協定等をあらかじめ結んで、平時からルール等を考えておくという話。さらには、身元確認に資する資料の収集・確保という話で、行方不明者の家族等からの資料収集、それを管理する方法等に関する要領を定めるなどの平時からの取組も進められているという話。参考でございますが、検視官の数につきましても、少しずつではございますが、増えていっているという数字もございます。

説明は以上となります。

審　議

〇どうもありがとうございました。

残り時間が少し減ってまいりましたが、皆さんからの御意見を賜りたいと思います。まずは災害廃棄物について御意見がいただければと思います。

●●委員、お願いします。

〇ありがとうございます。

災害廃棄物なのですが、兵庫県や大阪府の阪神間というのは、廃棄物処理施設も仮置場も全て港湾で処理場は海上にあるのですね。こういうところの災害対応がどうなっていくのかは、少し議論の中で入れていただけるとありがたいです。

以上です。

○分かりました。海上の埋立ても含めたことになるのかもしれませんが、そのことに触れなさいという御意見でした。ありがとうございます。

それでは、●●委員、お願いします。

○●●です。お願いします。

２点ございます。まず、災害廃棄物ですけれども、大量の災害廃棄物を短期間で処理することが求められる中、被災県単独ではなかなか処理が困難ということが想定されます。事務局の説明の中にも熊本地震で広域的な処理をされたという話がございましたけれども、広域で処分できる体制整備をぜひ計画に位置づけてはどうかということと、もう一つは、焼却施設の設置や海洋投入許可の手続の簡素化を速やかに行っていただきたいということです。

２点目が、遺体対応でございます。事務局の説明にもございましたが、各都道府県で広域火葬計画を作成してございますし、葬祭関係団体との協定や訓練などということで、災害時の火葬体制を構築しようということでやっております。ただ、被災後、非常に多数の遺体の火葬が必要となります。そういった中で、道路の寸断により物流が停滞しますし、火葬場も被災することも懸念されまして、円滑な火葬の実施が困難になると。そうなりますと、一時的に多数の遺体を安置する必要もありますけれども、例えば高知県でいきますと、ドライアイスなどを製造している企業はございませんので、そういった必要な資機材がなかなか確保できないということがありますので、基本的には各自治体で必要な資機材確保ということになっておりますけれども、国としてプッシュ型で必要な資機材を供給することを計画に位置づけていただきたいと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。

いずれも広域連携の問題になります。それから、各県で対処できないことをどこまで国として支援ができるかということになるかと思いますが、おそらく全てをやることはできない部分もあるので、今の重要な事項について報告書にちゃんと記載して、優先順位を決めて対処していくことになるのかと思います。ありがとうございます。

そのほか。

●●委員、お願いします。

○災害廃棄物の処理事業だけではなくて、基本的に市町村がやるということになっているのですけれども、大規模災害になると、市町村はこれを支え切れないと思うのですね。そうなると、県が支援しますという立てつけはできているけれども、本当にできるのかというところがあって、今、もう既に災害でそれがうまくいかなかった事例は山ほどあると思うのです。ですから、これはできることになっているというか、こういうスキームだけれども、どこに問題があるのかが見えるような形で見せていただけるとありがたいと思います。

○分かりました。

なかなか難しい注文なのですけれども、それが一番やらなくてはいけないことだとは思います。もともと一般ごみでいうと２年分のごみが一瞬で出てしまうので、ごみ処理ができるはずがないわけで、場所を取ってしまったら今度は仮設住宅を造る場所がなくなることになるので、い

かに早く処理をするか。でも、早く処理をするためには、高知県さんがおっしゃったように、事務手続を簡単にするだけではなく、処理の仕方について本当に平時と同じことをやるのかどうかとか、平時にはしゃべりにくい事柄も含めて議論が必要なのだろうとは思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

南海トラフ地震の被災地域は東北と違って海側を全部もう人が使ってしまっているので、置く場所が本当にないのですね。そこもどのぐらいちゃんと準備ができているかが今日の資料では分からないところがあるので、処理をして置く場所と処理をする場所、処理をする機械とか、そういったことについてリソースをちゃんと調べることは必要だと思います。

●●委員、お願いします。

○東日本大震災では広域処理も行われたのですけれども、足りないので、仮設焼却場や、福島県では減容化施設ですけれども、それらを造って現地で行ったというほうがどちらかというと多かったと思うのですけれども、そこの資料がない気がするので、付け加えていただいたほうがいいかと思いました。

○分かりました。

それはよろしいでしょうか。

○はい。

○ありがとうございます。

今、●●委員からは、そもそも廃棄物を出さないようにするように社会を変えないといけないのではないかと。これはもっともな話でありまして、リソースを超えてしまうのだったら、リソース以内になるように被害を減らすしかないし、そういう事前の努力が必要だよというのは、また前回までと同じようにお伝えするべきことだと思います。

そのほか、いかがでしょう。御遺体の話も含めて御意見いただければと思います。

○御遺体の話で、先ほどと同じ話になるのですけれども、医師会との連携の強化とあるのですが、東日本大震災のときも本当に町医者の方々も死亡診断書を書くのに協力をしていたというのがあるのですが、ふだんそういうものを見たことのない人たちがそれをやるというので、本当にできるのかというところもありますね。これは連携、協定を結んだからできるという話ではないと思うのですね。ですから、協定を結んだという話だけではなくて、それが本当に機能する形になっているのかどうかについて見せていただきたいです。

○ありがとうございます。

本気になった訓練をするしかないですね。みんなが一緒になって、そのときをリアルにイメージした訓練をして、より多くの人たちにそのとき活躍いただけるような仕組みをつくりなさいということになるかと思います。

○そうでないと、協定を結んで安心してしまうということが起きるので。

○そうですね。

そのほか、いかがでしょう。

大体ちょうど12時なのです。次回までにちょっと日が空きますから、前回、今回を含めて御意見があれば、これからの10日間で次回までに資料を準備することにいたしますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日いただいた意見をもとに、再度まとめてまいりたいと思います。

それでは、事務局にマイクをお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

閉　会

○藤本（事務局）　福和主査、また、委員の皆様におかれましては、熱心な御議論、長時間にわたる御議論、ありがとうございました。

次回第８回の会合については、９月21日の10時からを予定してございます。御参加のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきます。ありがとうございました。

―― 了 ――